

学校感染症と診断されたら

学校では児童の健康管理上、下表にあげております学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できません。学校感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示にしたがい、登校の許可が出ましたら、医師に所定の用紙『登校許可書』に記入していただき、登校の際、ご提出ください。『登校許可書』は、学校のホームページ（各種規定）からダウンロードしてプリントアウトしていただくか、学校まで取りに来ていただければお渡します。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、溶連菌感染症については、診断後の学校への連絡のみ必要です。（『登校許可書』の提出は不要です。）

尚、幼稚園につきましても同様の対応をお願いいたします。

学校感染症一覧

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 【登校許可書は不要】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 【登校許可書は不要】
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※ その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、アデノウイルス感染症など	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで 【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】

※その他の感染症の中には、学校で流行が起こった場合など、その感染拡大を防ぐために、第三種の感染症として扱う場合があります。